

「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて」

(昭和 59 年 6 月 19 日付医発第 573 号厚生省医務局長通知) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後 (新)	改正前 (旧)
医 発 第 5 7 3 号 昭和 59 年 6 月 19 日 医 政 発 0127 第 3 号 令和 5 年 1 月 27 日 医 政 発 0401 第 20 号 令和 6 年 4 月 1 日 医 政 発 0331 第 102 号 令和 7 年 3 月 31 日 <u>最終改正 医 政 発 0331 第 41 号</u> <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> 各都道府県知事 殿 厚生省医務局長 厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する	医 発 第 5 7 3 号 昭和 59 年 6 月 19 日 医 政 発 0127 第 3 号 令和 5 年 1 月 27 日 医 政 発 0401 第 20 号 令和 6 年 4 月 1 日 医 政 発 0331 第 102 号 令和 7 年 3 月 31 日 各都道府県知事 殿 厚生省医務局長 厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する

法人税の非課税措置の取扱いについて（通知）	法人税の非課税措置の取扱いについて（通知）
（略） 記 1 法人税の非課税措置等の概要 (1)・(2)（略） (3) 事業税の非課税措置 <u>厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に非課税扱いがとられるものであること。</u> 2 （略） 3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び財務大臣の承認に係る手続（法人税法施行令第5条第1項第29号ワ及び法人税法施行規則第5条の2関係） (1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当するものであることについて、財務大臣の承認を受けた日から5年を経過していない厚生連が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。 <u>（削除）</u>	（略） 記 1 法人税の非課税措置等の概要 (1)・(2)（略） (3) 事業税の非課税措置 <u>今般の措置に伴い、事業税に関しても、厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に非課税扱いがとられることとなったものであること。</u> 2 （略） 3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び財務大臣の承認に係る手続（法人税法施行令第5条第1項第29号ワ及び法人税法施行規則第5条の2関係） (1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当するものであることについて、財務大臣の承認を受けた日から5年を経過しない厚生連が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。 <u>ア 当該厚生連が自費患者から受ける診療報酬の額が健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第85条第2項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された</u>

ア 当該厚生連が自費患者から受ける診療報酬の額が次に掲げる当該診療報酬の額の区分に応じそれぞれ次に定める額であり、かつ、その行う診療の程度が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 72 条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。

（ア）（イ）に掲げるもの以外のもの 健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び

同項の費用の額、同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額その他これに準ずる額以下であり、かつ、その行う診療の程度が同法第 72 条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。

なお、この要件のうち「その他これに準ずる額」とは、次に掲げるものをいうものであること。

- （ア） 公害健康被害者に係る診療報酬及び労災患者に係る診療報酬にあつては、法令等の規定に基づいて算定される額
 - （イ） 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性にかんがみ適正、妥当と認められる額
 - （ウ） 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額
- （新設）

同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。以下同じ。）その他これ準ずる額以下の額

※ この要件のうち「その他これに準ずる額」とは、次に掲げるものをいうものであること。

① 公害健康被害者に係る診療報酬及び労災患者に係る診療報酬にあつては、法令等の規定に基づいて算定される額

② 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性にかんがみ適正、妥当と認められる額

③ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額

（イ） 訪日外国人患者（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号二（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者をいう。以下同じ。）から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。） 健康保険法基準額に 3 を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないもの

※ この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和 8 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）に基づき対応すること。な

お、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

イ・ウ （略）

エ 当該厚生連の行う事業につき、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める次の基準のいずれにも該当すること。

（ア） （略）

①・② （略）

③ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロ (3) の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種） に係る収入金額。

④～⑦ （略）

※ 1 （略）

※ 2 （略）

a～e （略）

f 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

g～j （略）

（イ） 厚生連が、健康保険法第 63 条第 2 項第 5 号に規定する選定療養に関し、特別の療養環境の提供をするときは、次のいずれにも該当すること。

イ・ウ （略）

エ 当該厚生連の行う事業につき、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める次の基準のいずれにも該当すること。

（ア） （略）

①・② （略）

③ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロ (3) の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種をいう。） に係る収入金額。

④～⑦ （略）

※ 1 （略）

※ 2 （略）

a～e （略）

f 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 条）第 26 条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

g～j （略）

（イ） 厚生連が、健康保険法第 63 条第 2 項第 5 号に規定する選定療養に関し、特別の療養環境の提供をするとき

① (略) ② 各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額が<u>1万円</u>以下であること。 (2) (略) (3) 都道府県の事務 <u>(1)のア(イ)に定める訪日外国人患者から受ける診療報酬の額が健康保険法算定額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであること並びにイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことについては、財務大臣に対する承認申請に際し、都道府県知事の証明書を添付することが必要とされるので、貴職におかれては、厚生連の申請に基づき所要事項を審査の上証明を与えられたく、よろしく御了承ありたいこと。</u> 4 (略)	は、次のいずれにも該当すること。 ① (略) ② 各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額が<u>5千円</u>以下であること。 (2) (略) (3) 都道府県の事務 <u>(1)のイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことについては、財務大臣に対する承認申請に際し、都道府県知事の証明書を添付することが必要とされるので、貴職におかれては、厚生連の申請に基づき所要事項を審査の上証明を与えられたく、よろしく御了承ありたいこと。</u> 4 (略)
---	--